

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
I 現状 (1) 地域の災害リスク (洪水：ハザードマップ) 本市の河川は、1 級水系11河川、2 級水系10河川、準用河川44河川、普通河川 305河川と大小多数の河川を擁しており、集中的な大雨により土石流や洪水等の危険をはらんでいる。また、洪水ハザードマップによると、商店街が多く立地する市街地においても、0.5m以上の浸水が予想されている。 (土砂災害：ハザードマップ) 市内には、土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所）が多数分布し、このうち急傾斜地及び土石流については、土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域の指定が行われている。 令和 2 年 1 月現在、急傾斜地については642箇所が土砂災害警戒区域（うち640 箇所に土砂災害特別警戒区域が含まれる。）に指定され、土石流については437 箇所が土砂災害警戒区域（うち354箇所に土砂災害特別警戒区域が含まれる。）に指定されている。 (地震) 平成24～25年度に三重県が実施した地震被害想定調査では、過去最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、市街地、海岸部で震度 6 弱、山間部で震度 5 弱から 6 弱が想定され、市内で約1,500棟の建物被害が予測されている。また、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、市内の全域で震度 6 弱以上が想定され、市内で約5,200棟の建物被害が予測されている。 国の地震調査研究推進本部は令和 4 年 1 月に南海トラフ巨大地震の発生確率は 40年以内に「90%程度」と発表しており、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域及び特別強化地域に指定されるなど大規模地震の発生に伴う被害が危惧される。 (感染症) 新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。 (その他) 当市は、台風の常襲地帯にあり、平成23年（2011年）の紀伊半島大水害では、

一部地域で累計連続雨量が1,500mmを超えるなど記録的な豪雨となった。また、山林崩壊、河川の氾濫、浸水等により、家屋の被害は、全壊19戸、半壊272戸、一部損壊10戸、床上浸水398戸、床下浸水289戸と約1,000戸に及び大きな物的被害を受けた。

近い将来発生する可能性が高い南海トラフ地震をはじめ、平成23年台風第12号や平成29年台風第21号など近年多発する大型台風や局地的豪雨による風水害・土砂災害に対して、地域が十分な強靱性を発揮できるよう、市内事業者が業務の継続あるいは業務再開を図るため、事業継続力強化計画・業務継続計画の作成を促進する必要がある。

(2) 商工業者の状況（令和元年度 経済センサス基礎調査による）

- ・ 商工業者等数 967事業所
- ・ 小規模事業者数 846事業所

〈※参考〉

- ・ 熊野商工会議所会員事業所数（令和7年3月31日） 622事業所
- ・ 熊野商工会議所会員小規模事業者数（令和7年3月31日） 586事業所
- ・ 熊野商工会議所業種別会員数

衣料品業	11	木材業	17	土木業	20
食料品業	51	石材業	6	建築業	60
家庭文化品業	31	諸工業	8	諸建設業	21
諸商業	48	飲食業	67	運輸交通業	42
繊維業	0	理美容業	27	金融保険業	12
食品業	27	宿泊業	21	水産業	32
鉄工金属業	3	サービス業	118	計	622

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 防災計画の策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災タワーの設置
- ・ 被災地への職員の派遣
- ・ 防災教育の実施
- ・ 防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・ 避難路の整備
- ・ 熊野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・消防計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・事業所の共済や災害関連商品への加入促進

II 課題

- ・現状では、自然災害等による緊急時の取組について、熊野市と熊野商工会議所との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・熊野商工会議所においては、事業継続力強化に関して、小規模事業者に助言できる程度のノウハウを有する経営指導員等職員が十分にいない（不足している）。
- ・地域防災計画において発災時における業務の大綱は定められているものの、緊急時の具体的な取組が定められていない。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡や連携を円滑に行うため、当市と当商工会議所との間に情報共有・報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう組織内、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年10月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当市と当会議所との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回支援時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会議所会報や市広報、ホームページ、SNS等において国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みへの支援や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・熊野商工会議所事業継続計画を作成。（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・連携している関係団体に依頼し、非会員も含めた普及啓発セミナーの開催や有益な損害保険等の紹介を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・本計画の状況確認や改善点等について、必要に応じて当商工会議所、当市及び関係機関と協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当商工会議所と当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

〈2. 発生後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であるが、その上で下記の手順で地区内の被害状況を確認し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後6時間以内に当商工会議所職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況〈家屋被害や道路状況等〉を当商工会議所と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当商工会議所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
当商工会議所職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・おおまかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

※ 被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	・市内10%以上の事業所で「建物全壊・半壊」「機械・車両・備品の損傷」等、大きな被害が発生している。 ・市内1%程度の事業所で「床上浸水」「機械・車両・備品の浸水」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

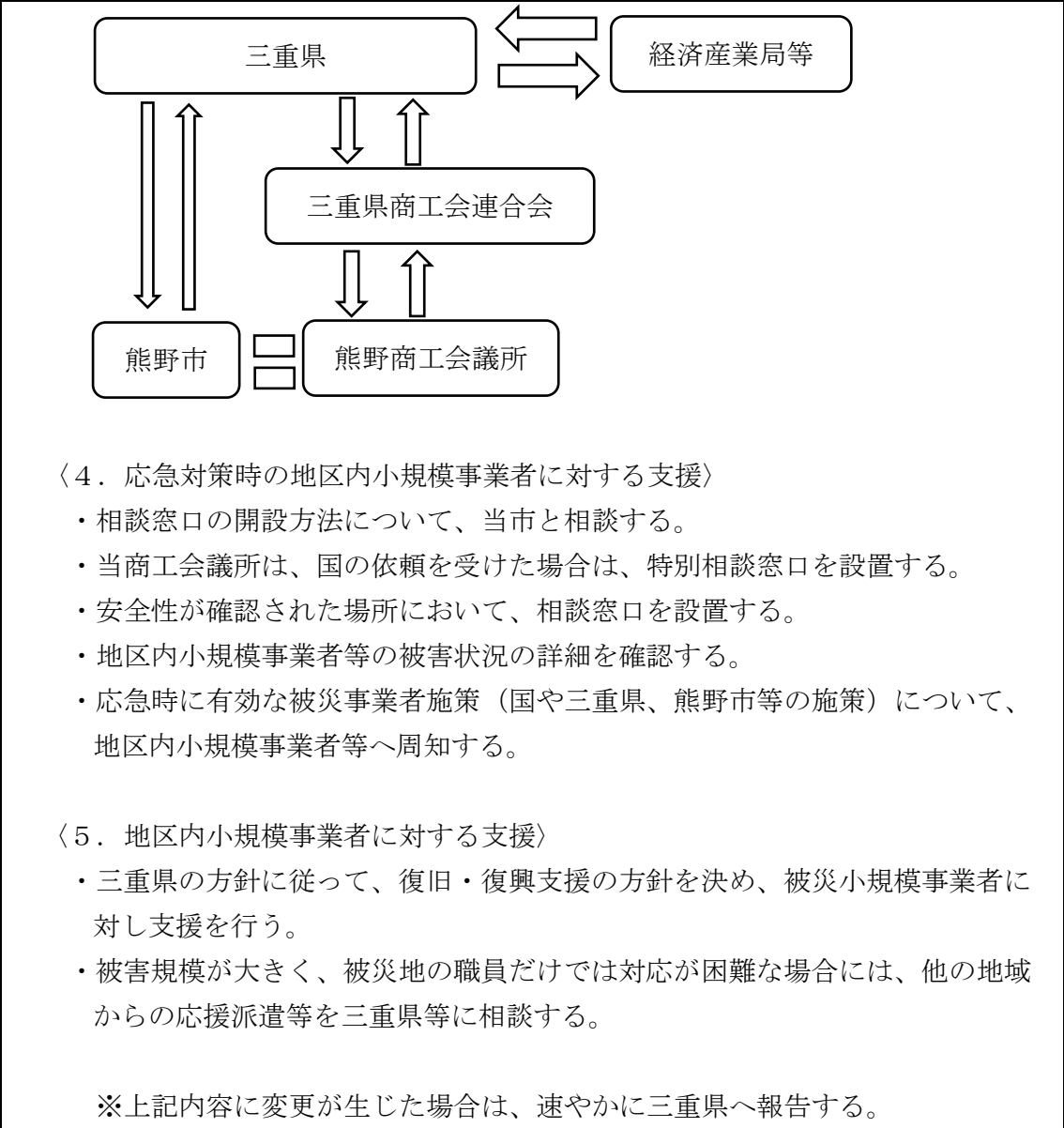
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当商工会議所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～7日	1日に3回共有する
8日～14日	1日に2回共有する
15日～30日	1日に1回共有する
31日以降	2日に1回共有する

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会議所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会議所と当市が共有した被害情報を、三重県の指定する方法にて当商工会議所又は当市より県へ報告する。



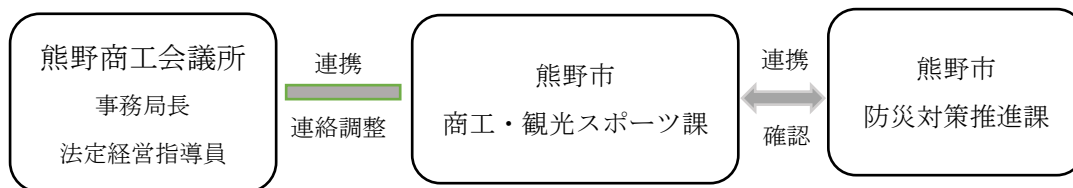
(別表 2)

事業継続力強化審事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 9 月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先
齋藤公己 連絡先は後述(3)①参照
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

- ① 商工会議所
熊野商工会議所
〒519-4323 三重県熊野市木本町171
TEL:0597-89-3435 FAX:0597-89-3436
E-mail:k-cci.info@kumano-cci-com
- ② 関係市町
熊野市役所 商工・観光スポーツ課
〒519-4392 三重県熊野市井戸町798
TEL:0597-89-4111 FAX:0597-89-3742
E-mail:shoukou-en@city.kumano.mie.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
専門家派遣	0	0	0	0	0
パンフ、チラシ作製費	30	30	30	30	30
セミナー開催費	120	120	120	120	120

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、熊野市補助金、三重県補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等